

令和8年 富士見町 告示

第 37 号

富士見町中小企業振興資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町中小企業振興資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

富士見町中小企業振興資金利子補給金交付要綱（平成5年富士見町告示第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

	資金名	資金使途	補給対象	補給率	補給期間	支払月
町条例	中小企業振興資金	設備資金	令和8年4月1日以降に 融資実行された資金	年1.0%	3年間	12月
		運転資金				
	小規模企業振興資金	同上	同上	同上	3年間	12月
	経営安定資金	運転資金	同上	年1.6%	3年間	12月
	開業支援資金	設備資金	同上	年1.1%	3年間	12月
		運転資金				

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に借り入れた資金に係る利子補給金の適用については、全期間において従前の補給率にて利子補給を行うものとする。